

(1) いじめの定義といじめ防止に関する本校の基本理念

① いじめの定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に所属している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【平成25年法律第71号「いじめ防止対策推進法」第2条より】

国の「いじめの防止等のための基本的な方針」改定（平成29年3月）を受けて

◎ いじめの定義解釈の加筆

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

個々の行為が、いじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的におこなうことなく、いじめられた児童の立場に立っておこなうものとする。なお、起こった場所は、学校の内外を問わない。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものが想定されるが、これらのいじめの中には、犯罪行為として認識すべきものや児童の生命・身体または財産等に重大な被害を生じるような深刻なものが含まれる。

(ア) 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。

(イ) 仲間はずれ、集団による無視をされる。

(ウ) 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。

(エ) ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。

(オ) 金品をたかられる。

(カ) 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。

(キ) 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。

(ク) パソコンやスマートフォン・携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。等

② いじめ防止に関する本校の基本理念

熊本県教育委員会学校安全・安心推進課取組の方向を踏まえ、いじめは「理由の如何を問わず、人として決して許されないもの」であり、「どの学校・どの児童にも起こりうること」「場合によっては生命に関わる重大な事態を起こしうること」を認識して、以下の基本理念のもと本校のいじめ防止対策を推進する。

<基本理念>

○すべての児童が、安心して学校生活を送り、意欲的に活動できるよう、魅力ある学校、学級づくりを推進する。

○すべての児童が「いじめを行わない（未然防止）」・「いじめを見逃さない・いじめられることをがまんしない（早期発見）」よう取組を進めるとともに、すべての児童「いじめは絶対に許されない行為である」「いじめは卑怯な行為である」ことを理解す

るための取組を進める。

- いじめを把握した場合は、いじめられている児童を必ず守り通すことを基本に、早期解決と再発防止に向けた取組を進める。その際、担任だけで抱え込むことがないよう、全職員が共通理解し、組織的に対応できる校内体制を整えるとともに、状況に応じて関係機関と連携しながら対応できる体制を整える。
- いじめの問題は、教師の児童生徒観や学校の指導の在り方が問われる問題であり、家庭教育の在り方にも大きな関わりをもつ問題であることを、常に意識する。

## (2) いじめの未然防止のための取組

いじめを防止する上で早期発見・早期解決はもちろん重要である。しかし、いじめは「どの児童にも起こりうる」ことから、全ての児童がいじめに巻き込まれる可能性があり、全児童を対象にした「事前の働きかけ（未然防止）」をすることが最重要となってくる。

様々な教育活動の中で、児童の自己有用感を高めながら、いじめの背景にあるストレスやきっかけとなるトラブルを減らしたり、それらのストレスやきっかけがいじめに向かうことを防いだりすることが、「いじめを生まない」学校・学級づくりにつながっていくと考える。

そこで本校では、いじめの未然防止を目指して、次の取組を進めていく。

### <教師の基本姿勢>

- 教職員一人一人の言動が、児童生徒の人格形成に大きな影響を与えることを自覚し、学校における言語環境の整備に努めるとともに、児童生徒に言葉の大切さを気付かせる指導の充実に努める。
- 「人権尊重」に立った児童の言語環境に対する指導について、アクティブラーニングの視点を重視した授業が推奨される中、授業に関する発言と私語を区別することに注意を払い、不適切な発言については、これを見逃さずに指導する。

### ① 授業及び学級経営の充実

学校生活の基本となる「学級」における日々の生活を見直すことが、いじめの未然防止の第一歩であると考えられる。そこで、学校生活の基本となる「学級」において、児童が安心して学習や活動に取り組める「居場所づくり」と「自己有用感」を実感できる「集団づくり」という視点で授業と学級経営の充実に取り組む取組を進める。

- 「すべての児童が参加・活躍できる授業づくり」「『わかる・できる』が実感できる授業づくり」「特別支援教育の視点に立った授業づくり」を基本とした授業改善に取り組む。
- 授業に集中するための「授業の規律（授業中の姿勢、話の聞き方、発表の仕方等）」の見直しと徹底を図る。
- 係活動や当番活動等、日常的な学級内の活動で、「他者と関わることの喜びや大切さ」に気づいたり、「みんなの役に立っている・他人から認められている」という「自己有用感」を高めたりできるように、身近な級友の良さを認め合う場を意識して設定する取組を進める。
- 日常的に、児童のよさや頑張りを認め・褒める言葉かけを意識しておこなう。
- 職員の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動が児童を傷つけたり、いじめを助長したりすることがないように十分留意し、管理職を中心に、職員間でも注意し合える雰囲気づくりを進める。

## ② 道徳教育の充実

これまで道徳教育の充実に向けて教材の見直し等を行ってきた。今後はさらに、いじめの未然防止の視点を重視し、日常生活との関連を図りながら道徳的実践力を高める指導を進める。

- いじめを「しない」「させない」「許さない」という人間性豊かな心を育てる。
- 「命を大切にすることを育む指導プログラム」を通して、自他を大切にすることを育てる。
- 法やルールを守る心や自他のプライバシーを大事にする心を育てる。
- 人間関係のトラブルが起きやすい4月下旬や9月上旬など、時期を考慮して年間指導計画を見直し、自尊感情や思いやり、命の大切さ、自主・自立などの道徳性を育む学習を推進する。

## ③ 特別活動の充実

集団の中で、「トラブルが起きることも含めて集団を受け入れる」「トラブルを克服するために自分はどうすべきかを考える」「集団内外の他者から認められる喜びを感じる」「自ら集団に貢献することができるようになる」という視点で集団体験のあり方を見直し、意識的に働きかけをおこなう。

- コミュニケーション力を高めるための具体的なプログラムを取り入れた学級活動を計画的に設定する。(グループエンカウンター、ソーシャルスキルトレーニング、アサーショントレーニング等)
- 異学年集団が基本となる、委員会活動、町内児童会、「全校児童交流会／東っ子全員集合」、クラブ活動等、同学年の体験だけではできない集団体験を重視し、自己有用感が高まるよう配慮した活動を設定する。
- 人権集会を実施し、いじめの防止について全児童で考える機会を設定する。

## ④ 人権教育の充実

「人権尊重の精神に立った学校づくり」に重点を置き、人権教育推進体制の機能強化と研修の充実、指導方法等の工夫・改善に努め、自他の命と存在を大切にすることを育む取組を全ての教育活動の中で行う。また、年間を通じて、児童理解の時間(毎月)、「心のアンケート」(5月、9月、11月、1月)、全校集会における人権学習(6月)、人権教育旬間(12月)及び性に関する指導旬間(2月)を計画的に実施する。このような取組から、人権尊重の精神を育むとともに、「いじめをしない」「いじめを許さない」心の醸成を図る。

## ⑤ 体験活動の重視

各教科や総合的な学習の時間、特別活動等を活用して、「他者と関わる」様々な生活体験・社会体験の充実を図る。その際、それらの体験が単に知識やスキルの確認に終わることがないように留意する。

- 自然体験や社会奉仕体験等、自分たちの成長と重ね合わせながら、命の大切さを実感できる体験も大切にし、学年の実態や発達段階に応じた取組みを計画する。
- 異学年交流、幼・保等小中連携等を計画的に実施し、人と人とのつながりの大切さに気付く活動を計画する。
- 新入児のお世話係の活動や一斉下校の班活動についても、主に年長者の自己有用感を高める活動として、意識して言葉かけや働きかけをおこなう。

## ⑥ 情報モラル教育の充実

これまでの実態調査から、情報通信機器（携帯電話、スマートフォン、タブレット、パソコン等）を自由に使える環境にある児童が、年々増えているという結果が出ている。本校でも、令和2年度に実施した実態調査（熊本県心のアンケート調査から）では、4分の3の児童が何らかの情報通信機器を利用している。一方で、フィルタリングやルールづくりを含めた保護者の見守り、使用時間の制限等への回答状況から、情報通信機器の使用については、多くの課題がある。

そこで、これから将来にわたって、情報機器を安全に利用するための「情報安全指導」を早い段階から進めていく必要がある。

○情報モラル教育を系統的に計画し、インターネットを使用する場合のルールやモラルについての理解を深める。

### ⑦ 家庭や地域との連携

本校のいじめ防止基本方針について保護者や地域へ説明し、学校と家庭や地域が連携していじめの未然防止に取り組めるよう働きかけをおこなう。

また、携帯電話やパソコン等を、家庭で自由に使える児童が多いことから、家庭でのルールづくり等、家庭と学校が連携して取組を進める必要がある。

○PTAの各種会議において、いじめの実態や対策についての情報を提供し、意見交換の場を設定する。

○「人吉市子どもを守る五つの宣言」（平成28年度人吉市PTA連絡協議会策定）の周知を積極的に図り、情報安全・情報モラルに関する指導の充実を図るとともに、情報安全指導についての資料等を提供し、家庭と連携してネットいじめの防止に取り組む。

○学校運営協議会において、いじめの実態や対策についての情報を提供し、意見交換の場を設定する。

○道徳や人権学習等の内容を、授業参観や学校ホームページで公開し、いじめ防止対策や対応について啓発活動をおこなう。

### (3) いじめの早期発見のための取組

これまでのいじめに関する国や県の調査、あるいは報道等で知らされるいじめの実態から、いじめは「ささいな行為から深刻な事態に簡単にエスカレートしている」こと、「大人の目に見えにくい」ことが指摘されている。いじめが発覚したときには、すでに深刻な状態だったという例も少なくない。特に暴力を伴わないいじめの場合、気づいても「悪ふざけ」と判断されてしまったり、行為自体は好ましくないものの、からかいや意地悪、いたずらや嫌がらせ、陰口や無視等、「些細なこと」「日常的によくあるトラブル」とみなされてしまったりすることが多いという特徴もある。

そこで、「いじめにつながる小さな芽を見逃さない」「表面化していない児童の課題を発見する」という視点で次の取組を進める。

#### ① 日常的な活動における取組

児童に直接関わる全職員が、児童の些細な変化を見過ごさないよう、児童の日々の様子に気を配るようにする。休み時間や教育課程外の時間についても、できうる限り児童の様子を把握し、職員の共通理解のもとに、いじめの早期発見に努める。

○健康観察や授業中、給食・掃除・係活動等の日常活動での表情や態度を観察する。

○休み時間等の遊びの様子を観察する。

- 各学級で取り組んでいる日記の内容や家庭学習の状況など、意識して目を通す。
- 登校の様子や欠席・遅刻等の状況、保健室への来室状況等、いじめ不登校対策担当、養護教諭等との連絡を密にする。
- いじめの早期発見のための「チェックリスト」を定期的に活用する。
- 気になる様子や実態等については、「児童理解」の時間等を活用し、全職員で共通理解を図る。

## ② 学校生活アンケートの実施

- 学校生活に関する児童の実態把握のための意識調査に含めて、いじめに関するアンケートを実施する。なお、アンケートは早期発見のための手立ての1つであり、アンケートのみに頼ることがないように留意する。特に、書きたくても書けない児童もいるという認識のもと、日頃の様子を念頭におきながらアンケートを実施するようにする。
- アンケートは、5月上旬・9月上旬（県調査／11月中旬）・1月中旬の計3回実施する。
  - アンケートの結果をもとに、気になる児童については速やかに個人面談をおこなう。
  - 学級・学年の結果から明らかになった課題について全職員で共通理解し対応する。また、いじめ基本方針の見直しの資料として活用する。
  - アンケート結果を受けた取組については、学年便り・学校便り等を通じて、家庭へ情報を提供する。

## ③ 家庭・地域との連携

- 家庭での様子や登下校の様子、地域での生活や遊びの様子など、気になるところがあるときは気軽に学校に知らせてもらえるよう、学校へ行こうDAY（自由参観日）や行事等への参加の呼びかけ等を利用して、日常的に学校からの働きかけをおこなう。
- 連絡帳を活用し、日頃から担任と家庭との連絡を密にする。  
なお、必要に応じて、教育相談や家庭訪問を実施する。
  - いじめの早期発見のための「チェックリスト（家庭用）」を定期的に活用する。
  - 学校運営委員やこども王国保安官、民生児童委員等、地域の方との連絡を密にする。

## ④ 相談体制の整備

- 児童や保護者が、抵抗なくいじめに関する相談が行えるようにするには、日頃からの声かけ等、良好な人間関係を築いておくことが大切である。日常的に、児童や保護者が相談しやすい環境をつくっておくことが、結果的にはいじめの早期発見につながる。また、相談に関しては、誠意をもって対応することを基本とし、場合によっては「児童理解」の時間等を活用して学校全体で情報を共有する。
- 長期休業中など、定期的に教育相談を実施する期間を設定する。なお、実施期間以外にも、いつでも相談できることを、日頃から伝えておく。
  - 担任だけでなく、校長や教頭、いじめ不登校対策担当、養護教諭も相談体制に組み込み、様々な相談内容に対応できるようにする。
  - 教育相談で得た児童や保護者の個人情報については、個人情報保護法に基づいて適切に管理する。
  - 相談内容や状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等、関係機関の協力を得ながら対応する。
  - 日常的にもたらされる些細な情報でも、必ず記録（最低でも5W1Hの簡単なメモ）

をとっておく。

#### (4) いじめの早期解決と再発防止のための取組

いじめが認知された場合、速やかに被害児童の保護に努め、不安を取り除くとともに、加害児童への指導をおこない、問題の解消に向けて取組をおこなう。問題の解消とは、形式的な謝罪や責任を問うことではなく、いじめに関わった児童やその周囲の児童の成長を主眼とした教育活動をおこなっていくことで達成されるものととらえる。

そのため、被害・加害の児童だけの問題とせず、学校の課題として組織的に解決を図るようになる。また、いじめの背景としての学校・家庭・地域の状況を分析し、学校における人権教育の課題として、「いじめ防止基本方針」に沿ったこれまでの児童への対応を見直すことで、再発防止に取り組んでいく。

##### ① いじめ問題対策のための組織

校長の指導のもとに、情報集約担当者は、「いじめ・不登校対策委員会」を開催し、いじめ問題への指導体制を整え、対応する教職員の役割分担等、具体的な対応を決定していく。いじめやいじめの疑いがある行為を発見した場合、担任だけで対応せず、必ず「いじめ・不登校対策委員会」関係職員と情報を共有し、組織としての取組を進めるようにする。

なお、「いじめ・不登校対策委員会」は、いじめ問題に関して、教育委員会と報告・連絡・相談を密にし、必要に応じて連携して対応を検討する。

○「いじめ・不登校対策委員会」の構成員は、校長、教頭、情報集約担当（主幹教諭、生徒指導主任）、教務主任、人権教育主任、養護教諭及び学年主任、学級担任等とする。

○「いじめ・不登校対策委員会」は、いじめの未然防止を含めたいじめ問題全般に対して組織として対応し、全職員で取り組むための指導体制や方針等を決定する。

○「いじめ・不登校対策委員会」は、学期1回の定例会議の他、必要に応じて臨時会議を開催する。なお、臨時会議については、状況に応じて、警察等の関係機関にも参加を要請する。

※いじめ防止対策推進委員会開催までの流れ（別紙添付）

##### ② いじめへの対処

いじめの相談や訴えがあった場合やいじめの疑いがある場合、被害児童のケアをおこなうとともに、報告・連絡から24時間以内に「いじめ防止対策推進委員会」を開催し、状況の確認と対応を協議する。

○当事者及び周囲の児童からの聴き取り調査をおこない、事実関係を正確に把握する。

○被害児童の保護に努め、不安を取り除く等のケアをおこなう。

○加害児童に対して、相手の苦しみや痛み思いを寄せる指導を十分におこなうとともに、全児童に対して「いじめは、決して許される行為ではない」という人権意識を高める指導をおこなう。

○保護者に具体的な対策等について丁寧に説明し、保護者と学校の指導連携について協力を求める。

○継続した指導・支援をおこなうとともに、「いじめ防止基本方針」について、未然防止の取組から見直しと点検をおこない、再発防止に努める。

※いじめの「認知」及び「解消」は、校長の指導のもと「いじめ・不登校対策委員会」

で決定し、全体へ報告する。

### ③ 関係機関との連携

学校においては、いじめ問題に関して必ず複数の教職員が関わっていくが、専門的なカウンセリングが必要な場合やいじめの行為が犯罪として取り扱われるべきものと認知される場合など、学校だけでは対応できない場合もある。そこで、「いじめ防止対策推進委員会」の決定に基づき、必要に応じて関係機関との連携を図る。

○いじめの行為が犯罪と思われる場合には、学校警察連絡協議会（学警連）の申し合わせ事項に基づき、警察との連携・協力体制の整備に努める。

○被害児童・加害児童の事後のケア、保護者や教職員の不安の解消等、必要に応じてスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の協力を得る。

○いじめの行為に犯罪の可能性がある場合、警察署と相談をし、対応方針を検討する。

○インターネットの掲示板、SNS等への書き込みについては、教育委員会・警察・サーバー管理会社等に連絡し、速やかに削除等の処置がなされるよう努める。

### ④ 重大事態への対応

いじめにより、児童の生命・心身、財産等に重大な被害がある場合（重大な被害が出るおそれがある場合を含む）、または相当期間にわたり被害児童が欠席を余儀なくされたり、あるいは多人数によるいじめが相当期間継続していたりする等の重大事態については、以下のとおりに対応する。

○その重大事態への対処及び同種の事態の発生を防止するため、速やかに組織を設置し、事実関係等を明確にするための調査を行う。

○児童の生命・心身、財産等に重大な被害がある場合、または重大な被害が生じるおそれがある場合は、直ちに警察署へ通報し、支援を要請する。

○被害児童について、いじめの解決が困難な場合、または解決しても登校が困難等、学校生活に著しく支障を来たす場合は、被害児童の今後について教育委員会と協議する。

○加害児童について、改善が望めず、被害児童の学校生活に著しく支障を来たす場合は、加害児童の今後について教育委員会と協議する。

○「いじめ」がきっかけで長期欠席になる児童への対応について、専門機関・専門医療機関との連携を図るとともに、家庭との信頼関係を構築し適切に対応する。

### ⑤ いじめの解消

いじめは、単に謝罪を持って安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

○いじめに係る行為が止んでいること

・その期間は、少なくとも3か月を目安。

・いじめ被害の重大性等から必要に応じてさらに長期の期間を設定。

○被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

・心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認。

